

## 公聴会における意見の概要及びそれに対する考え方

## (1) 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流現場における長時間荷待ちや無償の附帯作業等の是正を通じ、取引の適正化及び物流の持続可能性を確保するという内容であるため、我々SM 物流研究会として賛成という立場である。</li> <li>・ 着荷主の定義及び範囲の明確化について、実態を踏まえ、取引関係であることのみをもって一律に着荷主と整理することのないよう、実質的な物品の引渡しを考慮した「着荷主」の考え方について、ガイドライン等において示すことを要望する。</li> <li>・ 物流現場における荷待ちは着荷主の都合のみに起因して発生するものではなく、発荷主側の出荷遅延、運送事業者側の到着遅延、天候や事故等の不可抗力など、複数の要因が重なって発生する場合が多い。荷待ちの発生原因を類型化した上で、着荷主都合による不当な荷待ちに該当する具体的なケースをガイドライン等において示すことを要望する。</li> <li>・ 制度の円滑な運用及び物流現場における混乱防止の観点から、発荷主と運送事業者との間において、適切な運送契約が締結されるよう、行政による周知・啓発が行われることを要望する。</li> </ul> <p>[SM 物流研究会]</p>	<p>改正物流特殊指定第2項（特定着荷主の禁止行為）は、荷下ろしの場面で運送事業者による荷待ち・荷役等が生じている実態等を踏まえ、物流分野において、発荷主との間で物品の販売等の取引関係にある者が、取引の目的物たる物品の引渡しを受ける場合に、取引の相手方である発荷主に対し、その引渡しについて指示できる取引上の地位を利用して、運送事業者を通じて荷役作業・附帯業務等の提供や運送の内容の変更等をさせることにより、発荷主の利益を不当に害することが生じやすいことから、物流分野における不公正な取引方法の1つとして物流特殊指定に追加するものです。</p> <p>上記の趣旨や、物流分野における取適法の適用対象取引（特定運送委託、運送等の役務提供委託）及び「特定荷主」（改正物流特殊指定備考第1項）の規律との整合性も踏まえ、「特定着荷主」（改正物流特殊指定備考第3項）、「特定発荷主」（改正物流特殊指定備考第4項）の定義を規定しております。すなわち、①事業者が業として行う販売における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、②事業者が業として請け負う製造における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、③事業者が業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、又は④事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若し</p>

くは化体された物品の引渡しを受けるものであって、当該事業者との間で所定の規模要件（資本金3億円、資本金1000万円、従業員300人）又は取引上優越した地位の要件を満たす事業者を「特定着荷主」の適用対象としております（改正物流特殊指定備考第3項各号及び備考第4項各号）。

また、「取引の相手方」に該当するかどうかについては、実質的な取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断することとなります。例えば、契約上は商品の製造販売業者が卸売業者を介して小売業者に商品を納品している場合であっても、小売業者と製造販売業者との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、卸売業者は取引の内容（製品仕様、特定発荷主の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合であって、製造販売業者が、小売業者との間で決められた取引条件により、商品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託しているような場合には、改正物流特殊指定備考第3項及び第4項に規定する規模要件又は取引上優越した地位の要件を満たせば、小売業者が特定着荷主、製造販売業者が特定発荷主となります。

特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合には、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担せず、特定着荷主が特定発荷主に客観的に相当と認められる範囲内で「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせたとしても、「特定発荷主の利益を不当に害する」ことには該当せず、不当な運送内容の変更及びやり直し（改正物流特殊指定第2項第2号）として問題とされないと考えられます。特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合として、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担することなく、特

定発荷主に対し「運送の内容の変更」をさせることが問題とならないのは、特定発荷主の要請により運送の内容を変更する場合、又は「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受ける前に、発注内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）に限られます。また、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合として、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担することなく、「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受けた後に「運送のやり直し」をさせることが問題とならないのは、発注内容とは異なること等がある場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）に限られます。

特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合に該当するかどうかについては、個別の事例ごとに判断されますが、例えば以下の事例が想定されます。

- ・ 発注時点で取り決めた運送日時等について「運送を受託する事業者」から変更の要請がある場合
- ・ 発注時点で取り決めた到着時刻・時間帯よりも遅滞した時刻に「運送を受託する事業者」が到着する場合
- ・ 「運送を受託する事業者」から引渡しを受けた納品物が発注時点で取り決めた内容に適合しない場合

他方で、個別の事例ごとに判断されますが、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由があるとはいえない場合として、例えば以下の事例が想定されます。

- ・ 納品場所での作業工程に遅れが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納品場所の混雑により運送事業者の順番待ちが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合</li> <li>・ 一時的な悪天候等による障害や突発的な設備の故障等が生じ、納品場所の安全を確保しようとする場合</li> </ul> <p>不測の事態によりやむを得ず特定着荷主が特定発荷主にさせた「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」に関して、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由があるとはいえない場合であっても、「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等を特定着荷主が速やかに負担するときは、直ちには問題とならないものと考えられます。</p> <p>ただし、違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。</p> <p>発荷主と運送事業者との間の運送委託取引には取適法や改正物流特殊指定第1項が適用され得るため、御意見を踏まえ、取適法や改正物流特殊指定の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>・ ドライバー不足に苦しむ荷主としては、ドライバー処遇改善につながる今回の改正案には賛成で、発荷主、着荷主、元請運送事業者、実運送会社、実際のドライバーと、関係者が幅広いため、まずはルールを正確に認識することが必要であり、対象取引の定義、違反事例など、説明内容の充実をお願いしたい。</p>	<p>特定着荷主が、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせ、当該提供の行為をした「運送を受託する事業者」に支払われるべき費用その他の当該提供による不利益が特定発荷主に生じる場合であって、①特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることと特定発荷主の利益との関係が明確になっていない</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着荷主が運送事業者に対価を払って荷下ろしをしてもらうといった事例もあるため、改正案第3項第1号を「自己のための当該物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益を、当該役務に見合う対価を支払うことなく提供させること。」と修正いただきたい。</li> <li>・また、例えば着荷主でのドライバー作業内容について発荷主と着荷主との間で明示的に確認する際、発荷主、着荷主、元請運送事業者、実運送会社、そして実際のドライバーと、幅広く確認していく必要があるため、それなりの手間が掛かることが想定され、我々自工会としても、関連業界と連携して効率的な確認に努め、特に実運送会社、実際のドライバーに負担が掛からないように留意したいと考えている。</li> </ul> <p>[一般社団法人日本自動車工業会]</p>	<p>とき、又は、②特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることが特定発荷主の直接の利益とならないときには、「特定発荷主の利益を不当に害すること」となります。</p> <p>他方で、例えば、特定着荷主が、①「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、当該提供のために通常必要な費用を自己が負担する場合、又は、②「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、特定発荷主との取引の目的物等の物品の対価に当該提供のために通常必要な費用が反映されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならないと考えられます。</p> <p>なお、「合意」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定発荷主との十分な協議の上で当該特定発荷主が納得して合意している必要があります。</p> <p>違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましいと考えられます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着荷主における長時間の荷待ち、契約にない附帯作業の強要の問題は、この措置によって確実に解消していくと考える。本改正は、物流特殊指定の中に特定着荷主に対する規定を取り込むことを通じて問題を解決しようというものであり、適正であると考え。</li> <li>・適用対象となる取引について、今回の改正案は、この定義に従業員基準を導入するものであり、適切であると考え。</li> <li>・物流事業者間における多重下請構造の下で、実運送事業者を支払われ</li> </ul>	<p>頂いた御意見については、今後の業務の参考とし、改正物流特殊指定の周知・啓発に努めていくと共に、改正物流特殊指定を踏まえた注意喚起等を行い、取引適正化を図ってまいりたいと考えています。</p>

	<p>る運賃の低価格化と、多重構造の中の下層であればあるほど低価格という問題がみられ、その解消のために、着荷主と発荷主との間で文書による取引条件の明示を定着化することが必要である。他方発注時点では完全に明示が難しいという場合が多いと思われ、新たな役務が発生した場合には、そのことを着荷主から発荷主に追加役務として連絡をし、書面で補充をするような新たなモデルとなるひな形を、普及・定着をしていただきたいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流特殊指定に併せ中小企業者に分かりやすく周知徹底をしていただきたい。</li> </ul> <p>[全国中小企業団体中央会]</p>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取適法の施行により発荷主とトラック運送事業者の取引が取適法の対象になったことで、取引の適正化が期待される。国土交通省による荷主等への働き掛け等に関わる違反原因行為の割合をみると、長時間の荷待ちが過半数を占め、契約のない附帯業務が21%と、契約内容・範囲が不明確な中で附帯業務が商慣習として処理されてしまうなど、不適切な状況が生じている。</li> <li>・また、トラックドライバーの1運行当たりの拘束時間の内訳は、荷待ち時間と荷役作業時間で3時間を超えており、このように長時間の荷待ちや契約のない附帯業務が、トラックドライバーの長時間労働につながっている。特に、トラック運送事業者と直接の契約関係のない着荷主において、無償での附帯業務や長時間の待機などを強いられることが多く存在する状況において、今回の着荷主に着目して着荷主が行わせる無償での附帯業務などを新たに物流特殊指定対象に追加することは、大いに評価することができる。実運送事業者に附帯業務の料金が確実に支払われる仕組みが重要になる中で、今回の改正により、着荷主の意識改革や商慣行の改善などがなされ、トラックドライバーの労働環境の改善、サ</li> </ul>	

	<p>プライチェーン全体の取引適正化が図られることが大いに期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、従業員基準の追加や手形支払の禁止など、取適法の改正内容を物流特殊指定に反映することについては、取適法と物流特殊指定の整合性が取れるものであり、改正案の内容に賛成。</li> </ul> <p>[公益社団法人全日本トラック協会]</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流取引のサプライチェーン全体での適切な価格転嫁を図ることを政策目的として、物流業界における商慣習、すなわち着荷主が荷下ろしの場面において発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を、運送事業者を通じて発荷主に対して要請する行為の是正を図ることは、喫緊の課題であり、荷待ち・荷役等の附帯サービスに正当な対価が支払われないことによる非効率性を是正し、価格転嫁を促進し、さらには、賃上げ原資を確保し賃上げの動きを持続させることが、社会的に必要とされているところである。このような喫緊の課題を早急にかつ的確に解決するためには、新たな規制枠組みを構築するよりも、より早急に的確に対応できるという意味で既存の規制を活用することが望ましいと考えており、本告示案は、既存の規制である物流特殊指定を改正するものである。一般的に特殊指定は、特定分野に限定した形で、当該特定分野に特徴的な悪質性のある一定の行為を、より簡易な手続により迅速かつ効果的に規制し得る点に、規制方法としての特徴があり、喫緊の課題である物流業界の商慣習を是正する一つの規制方法として物流特殊指定の改正を行うことは、特殊指定の規制方法としての特徴を生かした上で規制の実効性を図ることができることから、非常に有効である。</li> <li>・告示案は、規制内容として着荷主と発荷主の關係に着目し、特殊指定の規制対象を拡大し、規制対象を着荷主による発荷主に対する特定の行為、すなわち契約外の荷待ち等運送事業者を通じて行わせることによつて、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止するものである。着荷主と</li> </ul>	

	<p>発荷主との関係に着目し、直接着荷主による行為に対する規制を行う手法は、着荷主を物流取引のサプライチェーンの一環を担う存在として捉え、サプライチェーン全体の適正化を図るために着荷主に焦点を当てた規制であるといえる。このような手法は、物流取引のサプライチェーン全体において着荷主が果たしている機能、すなわち発荷主と物品の販売等の取引関係にある着荷主は、運送業者の運送委託のうち、運送品の引渡しに関する到着希望時刻、荷役の有無等の取引条件を発荷主との間で主体的に決定していることを、ヒアリング等により取引実態を的確に把握した上で規制を行うものであり、従来の規制を補完し、物流業界において問題となる行為を包括的かつ効果的に規制することが可能となることから、高く評価できる。</p> <p>・ 上述のように告示案は、既存の規制枠組みである物流特殊指定を基礎に規制対象を拡大し、着荷主が発荷主の利益を不当に害する行為を禁止することを内容としており、飽くまでも既存の規制枠組みを活用し、言わばピンポイントで規制を行う点に特徴がある。現行の物流特殊指定については、必ずしも十分に機能していなかった面もあることから、改正物流特殊指定の内容の周知の徹底及び執行の強化を強く望む。</p> <p>[佐藤吾郎氏（明治学院大学）]</p>	
6	<p>・ 取適法が今年1月1日から施行され、関係省庁の連携による迅速な対応にも感謝を申し上げたい。今回の法改正により発荷主とトラック運送事業者間の取引関係が取適法の対象となったことにより、商習慣の適正化がより一層強力に進むことに期待をしている。</p> <p>・ 一方で、中小企業庁の価格交渉促進月間におけるフォローアップ調査結果によると、昨年9月の調査で、トラック運送業は、発注企業の業種別で30業種中30位、受注企業の業種別でも30業種中27位と、なかなか価格転嫁が進まない状況にある。</p>	

・トラック運送事業者と着荷主の間には何ら取引上の契約関係は存在していないものの、契約のない荷待ちや荷役が半ば当然のように行われている商習慣が、トラック運送事業者に一方的に非効率を負わせているといっても過言ではない。また、取引契約の中で発荷主より着荷主の方がその取引の内容に関する決定権限を有している場合も多く、着荷主の意向でトラック運送事業者を変更することすらできる状況にある。こうした状況を改善し適正な取引環境を実現していくためには、物流における着荷主への一定の規制は必要不可欠であり、実効性あるものとなるよう強く望む。

[全日本運輸産業労働組合連合会]

(2) 「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特殊指定は、優越的地位にある者が行う製造委託等について代金を60日以内に支払うことを、原則として義務付けるものと理解している。その遵守すべき内容は明確であり、遵守も容易であることから、是非積極的に推進していくべきである。公正取引委員会が特殊指定という形で推進する政策のため、関係業界の事業者の意見をよく聞いて運用していただきたい。</li> <li>・一方、本特殊指定には、その目的を果たすために幾つか改善点があるように見受けられる。</li> <li>・第1に、約束手形や電子記録債権を利用して支払う場合には、期日をもっと後に設定しておけば、実質的には代金を60日以内に支払わずに済ませることができるという点である。取適法では、こうした義務の回避ができないように法的な手当がされていることと同様、本特殊指定でも、手形や電子記録債権によって60日以内の支払を回避する行為を禁止すべきではないかと考えている。そうでないと法的に義務の回避を認めることになりかねないし、本特殊指定の法目的を十分に達成することは難しいと考えているからである。</li> <li>・第2に、義務の回避という点は、正当化事由についても懸念が残っているのではないかと考えている。正当化理由の内容は、運用基準すなわちガイドラインでその解釈が示されているところ、先ほど公述人から、例示を追加して具体化すべきとの傾聴すべき御意見もあったが、そもそも本特殊指定の条文には正当な理由がどこまで認められるか何ら限定なく、司法の場で争われることになれば、ガイドラインの記載内容よりも解釈が広がる可能性があると考え。優越的地位にある者が既に給付を受けている以上、60日以内に代金が支払われない理由というのは広く認めるべきでは</li> </ul>	<p>御理解のとおり、支払告示においては、60日という具体的な基準を定めることで、製造委託等に係る代金を60日以内に支払うべきことを規定しています。</p> <p>支払告示における「なお支払わないこと」とは、給付を受領した日から起算して60日以内に、現金又はこれに準ずる支払手段によって、代金が支払われないことをいいます。</p> <p>このため、手形払について、支払告示上は問題となりません。</p> <p>なお、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、5年後を目途に約束手形の利用を廃止することとされており、現在、産業界・金融界などでも令和8年度末での手形の利用廃止に向けた取組が進められているところ、支払告示については、施行期日（令和9年4月1日）との関係で明示的に手形払に係る定めを置く必要は必ずしも高くないと判断したものです。</p> <p>また、支払手段として電子記録債権、ファクタリング等を使用する場合は、60日以内に、受託事業者に対して、電子記録債権の発生記録・譲渡記録又は代金債権の譲渡承諾等により金融機関から支払を受けることができるようにする必要がありますが、受託事業者が代金の満額に相当する現金を受領した状態となることまでは求められません。</p> <p>電子記録債権、ファクタリング等の満期日・決済日等までのサイトについて、支払告示上は問題となりませんが、今後、このようなサイトの長い支払手段の使用についても状況を注視してまいりたいと考えています。</p> <p>正当な理由について、条文に具体的な例示がなければ、限定的に解釈す</p>

<p>なく、そのことが分かるような例示を条文上明記して解釈の幅を限定すべきではないか。例えば、「受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合、その他正当な理由がある場合は」などと、条文上、書くことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特殊指定に賛同し的確に運用していただきたい旨とともに、これらの条文修正についても検討いただき、義務内容の明確化に配慮すべきと考える。</li> </ul> <p>[伊永大輔氏（東北大学大学院）]</p>	<p>ることが許されないものではなく、運用基準において考え方を明確化することも許容されると考えられます。例えば、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方における取引上の地位が優越しているかどうかの判断や、大規模小売業告示第6項の運用基準における正当な理由があるかどうかの判断についても、条文上明記されているものではありません。</p> <p>御意見を踏まえ、改正物流特殊指定の周知に努めてまいります。</p>
<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン全体の支払サイトの短縮化が実現されれば、資金の効率化が図られ、我が国全体の産業の強化につながると考える。</li> <li>・取適法は、一定の規模に係る要件を満たす事業者間の不当な取引行為を禁止しているものの、規模の要件を満たさない事業者間であっても、支払の繰延べによる負担を押し付けやすい状況がみられる。本告示案は、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後もなお支払わないことを禁止するものであって、適切であると考えている。</li> <li>・手形払は支払を繰り延べる効果を持つために、取適法第5条第1項第2項により手形を交付することが禁止され、手形による代金の支払は禁止されたことが明確に分かる。他方で告示案の方は、同様な分かりやすい明文も規定する必要があると考えている。</li> <li>・取引の現場が混乱することのないよう、広報する際には是非配慮いただきたい。</li> </ul> <p>[全国中小企業団体中央会]</p>	
<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本自動車工業会では、日本自動車部品工業会とも連携して、厳しい社会経済情勢下にあっても適正取引の継続的な推進が自動車産業の競争力強化に不可欠であると、このような認識を改めて共有し、メッセージの発信や取引適正化の推進、また自主行動計画・徹底プランの改訂など</li> </ul>	<p>支払告示運用基準のとおり、「正当な理由がある場合」の例として、「製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限る。）」などが挙げられ</p>

を進めてきた。これらは、政府からの要請や取適法の対応に加えて、自動車業界として自らが持続的な発展を実現していくための取組でもあり、自工会、部工会の会員企業が率先して適切な取引を推進するという一方で、結果として業界全体の競争力向上につながると思っている。その上で、本告示案に関連して、サステイナブルな運用が各企業の生産性向上につながるという考えの中で、実務オペレーションを円滑に運用する観点で意見を述べたい。

・「正当な理由がある場合」という文言に関して、告示案の最後の行に、当該金額を当該期間内に支払わないことについて正当な理由がある場合は、この限りではないというところがあるが、自工会としては、実効面においてこの部分の具体化、事例が大切だと考えている。例えば、受託事業者が販売価格を受託事業者の見積遅れ、又は受託事業者の意思による価格提案の延期などがある。価格提案の延期については、例えば同一製品で複数回にわたり、それぞれのタイミングで価格変更の必要性が確定している場合や、価格を算出し、登録をまとめたタイミングで効率的に行いたい営業部の要望、こういったことが考えられる。

・支払が納入後 60 日以内に間に合わないことを互いに認識した上で、価格決定に関するルールが十分な協議の上に合意されている場合も、正当な理由になるのではと考えている。例えば、受託事業者が製造を海外の業者に委託しており、納入時の為替影響を反映させる運用などが考えられる。また、これらに関する取決めは発注単位の都度ではなく、会社間での事前合意取り交わしがあれば両者間の全取引の前提として適用される運用、こういったこともあるのではと考えている。自動車の量産取引において発注は毎月又は品番単位で行われており、一つ一つの発注行為においての対応は、自工会各社のみならず受託事業者にとっても、かなり煩雑なものとなるからである。

ます。

「製造委託等をするに当たって、受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合」は、取引の実態に即した合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限られます。このため、単に製造委託をする日又は給付を受領した日までに代金の額が決定されていないことを理由として、給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日の翌日以降の日を支払期日と定めることは、直ちに「合理的な理由」があるとは認められません。ただし、例えば、海外調達に係る原材料価格を直近の為替レートにより算出した上で代金の額が算定されるため、その額の算定のために受託事業者による給付の内容に係る通知が必要であることを確認した上で、受託事業者が給付を提供した後、速やかに当該給付の内容に係る通知を行い、委託事業者が当該通知を受領した日から 60 日目までに代金を支払うことを合意し、その合意に従って代金を支払うときは、「代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合」に当たり、受託事業者による通知が遅延したため、その遅延に係る期間につき遅れて支払われた場合であっても、合意に従っている限りは、支払告示上問題とならないと考えられます。

「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかについては、支払告示運用基準第 1 の 2 (1) ~ (4) に示す要素などを総合的に勘案し、個別の事案に応じて判断されます。このため、具体的な数値基準を示すことは困難ですが、例えば、受注者の事業規模が委託事業者に比して小さい場合、正当な理由がないのに給付を受領した日から 60 日目までに代金が支払われないときは、一般に、当該受注者がこれを受け入れていることをもって、委託事業者が自己の

	<p>・「取引上の地位」の文言について、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められるものは除くという記載があるが、こちらも具体的な地位が劣っていない事例の追加などを要望できればと考えている。</p> <p>[一般社団法人日本自動車工業会]</p>	<p>取引上の地位を前提にその負担を押し付けているものと考えられ、その他の具体的事実を勘案して、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる特段の事情がなければ、当該委託事業者は支払告示の委託業者に該当することとなります。</p> <p>また、受注者の事業規模が委託事業者と同等以上である場合であっても、直ちに適用対象から除外されるものではなく、その他の具体的事実を勘案して判断されることとなり、例えば、当該委託事業者に対する取引依存度が高いことや、当該委託事業者を取引先とすることが重要であることなどは、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていることを示す要素として考慮されることとなります。</p>
4	<p>・この間の企業取引研究会での取りまとめを受けて速やかに取適法が施行されたということは、適切な価格転嫁、取引の適正化に大きく寄与するものであり、感謝を申し上げる。</p> <p>・取適法の範囲に含まれていない取引も含めて商慣習の改善、これを進めていかなければ、取引の適正化は浸透していかないし、サプライチェーンの川上から順番に全体で進めていく必要があると考える。</p> <p>・今回の支払サイトの短縮化に取り組む事業者に対しては、低金利の融資などの資金繰り負担の軽減策を講じることなども検討してはどうか。今般の取適法の施行を足掛かりとして、どの取引先とも適正に取引をしなければならないということを、社会全体に周知、浸透させた上でサプライチェーン全体に取組を広げていくことが大事ではないか。</p> <p>・そのためには、中小企業庁が実施をしている価格交渉促進月間のフォローアップ調査、公正取引委員会が実施をしている特別調査の結果などを活用することによって、取適法が施行されたことによる発注者・受注者への波及状況などの効果測定、評価を進めるとともに、その結果を公表してサプライチェーン全体の取引の適正化につなげていく取組が必要</p>	<p>関係省庁と連携して、金融機関及びそれを監督する省庁に対して、支払告示に準拠した対応に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めることを要請するなどしてまいりたいと考えています。</p> <p>その他の頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ではないか。 [日本労働組合総連合会]</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当会としては、自主行動計画、フォローアップ調査、あるいは会員企業へのヒアリング等々で、取適法対象外の企業に様々な面で価格転嫁の負担が生じている傾向があり、60日以内の支払等に関して取適法以外の取引においても対象を広げていただきたいということを、これまでも要望してきた。今回、取適法以外の取引においても60日以内での支払が義務づけられるということについて、サプライチェーン全体で資金が流れることにつながると思われるため、今回の改正の方向性について賛同したい。それにより得られる資金を更に先のティアまで流し、サプライチェーン全体の競争力強化につなげてまいりたいと考えている。</li> <li>・ 一方、中堅中小企業を中心に手元資金に余裕がないといったケースも想定されるため、今回の施策で資金繰りが厳しくなるといったことも想定される。</li> <li>・ 金融資面での支援、あるいは、中堅中小企業に対しては段階的に実施を頂くなど、変化の影響に対する緩和の措置を講じていただきたいと考えている。</li> <li>・ 優越的地位の定義の明確化、売手の優越的地位に対する規制、電子記録債権の扱い等を具体的にしていただかないと、各企業が対応する中で支障が出るのではないかと懸念がある項目があるため、この辺りに対しては明確にしていいただく必要があると考える。</li> </ul> <p>[一般社団法人日本自動車部品工業会]</p>	